令和２年８月２５日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

(1)　草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則について

(2)　史跡草津宿本陣耐震対策懇話会委員の委託について

(3)　史跡芦浦観音寺跡整備懇話会委員の委託について

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育・保育の給付認定に関する規則（平成２６年草津市規則第７１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項を次のように改める。

施行規則第２条第１項の申請書は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)　法第１９条第１項第１号の小学校就学前子ども　教育・保育給付認定申請書（法第１９条第１項第１号）兼児童台帳(別記様式第１号)

(2)　法第１９条第１項第２号および第３号の就学前子ども　教育・保育給付認定申請書(法第１９条第１項第２号・第３号）兼児童台帳(別記様式第２号)

第４条第２項中「(別記様式第２号)」を「(別記様式第３号)」に改め、同条第３項中「(別記様式第３号)」を「(別記様式第４号)」に改め、同条第４項中「(別記様式第４号)」を「(別記様式第５号)」に改める。

第５条中「(別記様式第５号)」を「(別記様式第６号)」に改める。

第６条第１項中「(別記様式第６号)」を「(別記様式第７号)」に改め、同条第２項中「(別記様式第７号)」を「(別記様式第８号)」に改め、同条第３項中「(別記様式第８号)」を「(別記様式第９号)」に改め、同条第４項中「(別記様式第９号)」を「(別記様式第１０号)」に改める。

第７条中「(別記様式第１０号)」を「(別記様式第１１号)」に改める。

第８条第２項中「(別記様式第１１号)」を「(別記様式第１２号)」に改める。

別記様式第１号を次のように改める。

別記
様式第１号（第４条第１項第１号関係）

教育・保育給付認定申請書(法第 19 条第 1 項第 1 号) 兼 児童台帳 兼 入園申込書

草津市長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１６条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく副食費の無料化および法第５９条第３号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．申請内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、法第２０条第６項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5．申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、子どものための教育・保育給付認定（法第 19 条第１項第１号）を申請します。
※利用（予定）施設が市立幼保連携型認定こども園（教育認定）である場合は、あわせて入園を申し込みます。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

申請子ども	ふりがな 氏　名	生年月日	年4月1日時点の年齢
		年　月　日	歳
	個人番号		

2．申請者（保護者）について

申請者（保護者）				
	ふりがな 氏　名		現住所	〒
	転入予定の市内住所 ※現住所が市外の場合のみ		転入時期	
	年1月1日時点の住所	□草津市内 □草津市外(以下に記載ください) 市・区・町・村	年1月1日時点の住所	□草津市内 □草津市外(以下に記載ください) 市・区・町・村

3．認定希望内容について

認定希望期間	年　月　日から ― □ 就学前まで □ 年　月　日まで
利用（予定）施設名	

4．世帯状況について　※家族とは、生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

申請子どもの家族※（申請子どもを除く）	ふりがな 氏　名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

別記様式第１１号を別記様式第１２号とし、別記様式第２号から別記様式第１０号までを１号ずつ繰り下げ、別記様式第１号の次に次の１様式を加える。

様式第２号（第４条第１項第２号関係）

教育・保育給付認定申請書(法第 19 条第 1 項第 2 号・第 3 号) 兼 児童台帳

草津市長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】

1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１６条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第５９条第３号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．申請内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、法第２０条第６項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5．申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、子どものための教育・保育給付認定（法第 19 条第１項第２号・第３号）を申請します。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

申請子ども	ふりがな 氏　名	生年月日	年4月1日時点の年齢
		年　月　日	歳
	個人番号		

2．申請者（保護者）について

申請者（保護者）				
	ふりがな 氏　名		現住所	〒
	転入予定の市内住所 ※現住所が市外の場合のみ		転入時期	
	年1月1日時点の住所	□草津市内 □草津市外(以下に記載ください) 市・区・町・村	年1月1日時点の住所	□草津市内 □草津市外(以下に記載ください) 市・区・町・村

3．認定希望内容について

認定希望期間	年　月　日から	□ 就学前まで □ 年　月　日まで
希望する保育必要量	□ 保育標準時間　（１１時間／日） □ 保育短時間　（８時間／日）	【注意】就労時間等によって、保育標準時間（就労：120 時間以上/月）、保育短時間（就労：60 時間以上/月）に分かれます。この区分は申請書類の内容に基づき決定しますので、認定は左記の希望時間と異なる場合があります。

4．世帯状況について　※家族とは、生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

申請子どもの家族※（申請子どもを除く）	ふりがな 氏　名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

※※裏面も必ずご記載ください※※

4．世帯状況について（続き）

生活保護受給の有無	□なし ・ □あり⇒ 受給開始日（　　年　　月　　日）
ひとり親世帯	□該当しない ・ □該当する⇒ □児童扶養手当認定開始日（　　年　　月　　日） □遺族年金受給開始日（　　年　　月　　日）

5．保育が必要な理由について

	母・その他（　　）	父・その他（　　）
保育が必要な理由	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在 □その他（　　）	□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在 □その他（　　）

選択した項目について具体的な状況を以下に記載してください。

			母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態		□お勤めの場合 □自営業等の場合	□お勤めの場合 □自営業等の場合
	事業所名		TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容			
妊娠・出産			出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名			
	手帳の種類・等級		手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者	氏名	申請児童との続柄	申請児童との続柄
		住所	□同居 □別居(　　)	□同居 □別居(　　)
		傷病名		
		手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
		介護保険被保険者証	要介護（　　） 要支援（　　）	要介護（　　） 要支援（　　）
	介護の状況	頻度	一週間あたり（　　）日程度	頻度 一週間あたり（　　）日程度
		時間	一日あたり（　　）時間程度	時間 一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容		□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名			
	就学の内容			
育児休業			（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで	（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで
不存在			□離婚 □死別 □行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし □あり[証明書 □なし □あり] □未婚 （　　年　　月　　日）	□離婚 □死別 □行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし □あり[証明書 □なし □あり] □未婚 （　　年　　月　　日）
その他				

付　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の第４条第１項各号、別記様式第１号および別記様式第２号の規定は、令和３年４月１日以後に入所する予定の児童に係る手続について適用し、同日前に入所する予定の児童に係る手続については、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現にある改正前の草津市教育・保育の給付認定に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
第１条～第３条　（略）	第１条～第３条　（略）
（教育・保育給付認定等の様式）	（教育・保育給付認定等の様式）
第４条　施行規則第２条第１項の申請書は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1)　法第１９条第１項第１号の小学校就学前子ども　教育・保育給付認定申請書（法第１９条第１項第１号）兼児童台帳兼入園申込書（別記様式第１号） (2)　法第１９条第１項第２号および第３号の就学前子ども　教育・保育給付認定申請書（法第１９条第１項第２号・第３号）兼児童台帳（別記様式第２号）	第４条　施行規則第２条第１項の申請書は、教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書兼児童台帳（別記様式第１号）によるものとする。
２　法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定決定通知書（別記様式第３号）により行うものとする。	２　法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定決定通知書（別記様式第２号）により行うものとする。
３　法第２０条第４項後段の支給認定証は、支給認定証（別記様式第４号）によるものとする。	３　法第２０条第４項後段の支給認定証は、支給認定証（別記様式第３号）によるものとする。
４　法第２０条第５項の規定による通知は、教育・保育給付不認定決定通知書（別記様式第５号）により行うものとする。	４　法第２０条第５項の規定による通知は、教育・保育給付不認定決定通知書（別記様式第４号）により行うものとする。
（現況届の様式）	（現況届の様式）
第５条　施行規則第９条第１項に規定する届書は、教育・保育給付認定現況届兼児童台帳（別記様式第６号）によるものとする。	第５条　施行規則第９条第１項に規定する届書は、教育・保育給付認定現況届兼児童台帳（別記様式第５号）によるものとする。
（変更認定等の様式）	（変更認定等の様式）
第６条　施行規則第１１条第１項の申請書は、教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳（別記様式第７号）によるものとする。ただし、同時に法第２２条の規定による届出を行う場合、この限りではない。	第６条　施行規則第１１条第１項の申請書は、教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳（別記様式第６号）によるものとする。ただし、同時に法第２２条の規定による届出を行う場合は、この限りではない。
２　法第２３条第３項において準用する法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定変更通知書（別記様式第８号）によるものとする。	２　法第２３条第３項において準用する法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定変更通知書（別記様式第７号）によるものとする。
３　法第２３条第５項において準用する法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定職権変更通知書（別記様式第９号）により行うものとする。	３　法第２３条第５項において準用する法第２０条第４項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定職権変更通知書（別記様式第８号）により行うものとする。
４　施行規則第１５条第１項の届出書は、教育・保育給付認定申請内容変更届（別記様式第１０号）によるものとする。	４　施行規則第１５条第１項の届出書は、教育・保育給付認定申請内容変更届（別記様式第９号）によるものとする。
（教育・保育給付認定の取消しの様式）	（教育・保育給付認定の取消しの様式）
第７条　施行規則第１４条第１項の規定による通知は、教育・保育給付認定取消通知書（別記様式第１１号）により行うものとする。	第７条　施行規則第１４条第１項の規定による通知は、教育・保育給付認定取消通知書（別記様式第１０号）により行うものとする。

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
（支給認定証の再交付） 第８条　（略） ２　施行規則第１６条第２項の申請書は、支給認定証再交付申請書(別記様式第１２号)によるものとする。 第９条～第１０条　（略）	（支給認定証の再交付） 第８条　（略） ２　施行規則第１６条第２項の申請書は、支給認定証再交付申請書(別記様式第１１号)によるものとする。 第９条～第１０条　（略）

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

別記
様式第１号（第４条第１項第１号関係）

教育・保育給付認定申請書(法第 19 条第１項第１号) 兼 児童台帳 兼 入園申込書

草津市長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１６条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2. 就学前の子育て世帯子育て応援事業補助金に基づく副食費の無償化および法第５９条第３号に基づく保育料徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3. 申請内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定申請が集中し審査等に日時を要するため、法第２０条第６項の規定に基づき、暫定で利用開始の前日まで保育料徴収のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、子どものための教育・保育給付認定（法第 19 条第１項第１号）を申請します。
※利用（予定）施設が市立幼保連携型認定こども園（教育認定）である場合は、あわせて入園を申し込みます。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

申請子ども	ふりがな 氏　名	生年月日	年4月1日時点の年齢
		年　月　日	歳
	個人番号		

2．申請者（保護者）について

申請者（保護者）				
	ふりがな 氏　名		現住所	〒
	転入予定の市内住所 ※現住所が市外の場合のみ		転入時期	
	年1月1日時点の住所	□草津市内 □草津市外(以下に記載ください) 市・区・町・村	年1月1日時点の住所	□草津市内 □草津市外(以下に記載ください) 市・区・町・村

3．認定希望内容について

認定希望期間	年　月　日から ― □ 就学前まで □ 年　月　日まで
利用（予定）施設名	

4．世帯状況について　※家族とは、生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

申請子どもの家族※（申請子どもを除く）	ふりがな 氏　名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

旧　規　則

別記
様式第１号（第４条第１項関係）

※審査欄

教育・保育給付認定申請書 兼 入所(園)申込書 兼 児童台帳

草津市長 宛

受付日	年　月　日

次のとおり、教育・保育給付認定の申請および保育園、こども園、小規模・家庭的保育施設の入園の申し込みをします。

※市立幼稚園、市立認定こども園（市立幼保連携型認定こども園を除く。）の入園を希望する場合、本申請と併せて入園願書の記載が必要です。
※子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号の認定を希望する場合は、『希望先保育所等』『保育希望時期』『保育の利用を必要とする理由』の記載が必要です。

申請児童	(ふりがな) 氏　名	生　年　月　日	性別	年4月1日現在の満年齢	2人以上の申込み	有認定幼稚園・こども園
		年　月　日	男・女	歳	有・無	有・無
	個人番号					

申請者				
	(ふりがな)		電話番号	
	氏　名		現住所	〒
	年1月1日現在の住所	□ 現住所と同じ　□ 現住所と異なる	年4月1日現在の住所	□ 現住所と同じ　□ 現住所と異なる
	異なる場合の住所		異なる場合の住所	
	草津市転入予定先の住所 ※現住所が市外の場合のみ		転入時期	年　月　日

教育・保育を希望する期間	年　月　日から　年　月　日まで		
希望施設	保育所等	第１希望： 第２希望： 第３希望：	(希望理由) (希望理由) (希望理由)
保育希望時期	次のいずれかにチェック（印）をしてください。 □ 保育標準時間（１１時間／日） □ 保育短時間（８時間／日）	【注意】就労時間等によって、保育標準時間（就労：１２０時間以上／月）、保育短時間（就労：６０時間以上／月）に分けられます。この区分は申請書記載の内容に基づき決定しますので、決定結果は左欄の希望時間と異なる場合があります。	※市記入欄
希望先	□ 幼稚園、認定こども園（教育認定）の入園を希望します。 □ 保育所（園）、認定こども園（保育認定）、地域型保育等を行う施設の入所（園）を希望します。		※１号認定 ※２、３号認定
併願	幼稚園（認定こども園（教育認定）含む。）と保育所等（認定こども園（保育認定）含む。）を併願する場合。本申請書施設の優先順に１枚ずつ記載してください。重ねてのためにチェック（印）をしてください。		□ 併願しません
幼稚園等希望	※幼稚園等を希望しない場合は記載不要です 幼稚園 認定こども園（教育認定）	(希望理由)	

申請児童を除く同居者	氏　名	申請児童との続柄	生　年　月　日	性別	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考
			明・大 昭・平　年　月　日 ・令				
			個人番号				
			明・大 昭・平　年　月　日 ・令				
			個人番号				
			明・大 昭・平　年　月　日 ・令				
			個人番号				
			明・大 昭・平　年　月　日 ・令				
			個人番号				
			明・大 昭・平　年　月　日 ・令				
			個人番号				

※※　裏面も必ず記入してください　※※

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則

	続柄	必要とする理由
保育の利用を必要とする理由	父	□ 就労　□ 妊娠・出産　□ 疾病・障害　□ 同居親族等の介護・看護　□ 災害復旧に従事 □ 求職活動　□ 就学　□ 育児休業取得時に既に保育を利用　□ 不存在　□ その他（　　）
	母	□ 就労　□ 妊娠・出産　□ 疾病・障害　□ 同居親族等の介護・看護　□ 災害復旧に従事 □ 求職活動　□ 就学　□ 育児休業取得時に既に保育を利用　□ 不存在　□ その他（　　）
育児休業の延長希望	□ 既ちに復職を希望する □ 希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	【注意】 『希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる』を選択した場合は、保育の必要性が低いと判断し、入所できる可能性が下がります。
家庭の状況	□ ひとり親家庭　・　□ 左記以外（　　）	
生活保護の適用	□ 無　・　□ 有（　　年　　月　　日　保護開始　）	

申請に当たり、次の内容について、同意します。

① 同一世帯の世帯情報や市町村民税の課税台帳等を閲覧すること。
② ①の情報に基づき、決定した利用者負担額その他必要な情報について、入所（園）施設に対して提示すること。
③ 乳幼児健診や発達相談等の情報を関係機関から収集し、参照すること。
④ 申請子どもの養育情報を関係機関へ情報提供すること。
⑤ 本申請に虚偽があった場合は、給付認定等を取り消すこと。

年　　月　　日　　保護者氏名

※※以下は市等の記入欄ですので、記入する必要はありません※※

＊施設記入欄

施設受付年月日	年　月　日（施設名：　　担当者：　　）	
添付書類	□状況調書　・　就証（□父・□母）　・　他（□父・□母）	
本人確認	番号確認書類	□個人番号カード　□通知カード　□個人番号の記載がある住民票の写し等
	身元確認書類	□個人番号カード　□免許証等　□その他公的書類２点　□その他（
備考欄		

※『免許証等』とは、パスポートや身体障害者手帳等、顔写真付きの公的機関が発行したものを指します。
『その他公的書類２点』とは、住民票の写しや年金手帳、健康保険被保険者証等、顔写真のない公的機関が発行したものを指します。
『個人番号の記載がある住民票の写し等』には、個人番号の記載がある住民票記載事項証明書を含みます。

＊市記入欄

市受付年月日	年　月　日（担当者：　　）	入力年月日	年　月　日（担当者：　　）
本人確認	番号確認書類	□個人番号カード　□通知カード　□個人番号の記載がある住民票の写し	
	身元確認書類	□個人番号カード　□免許証、パスポート等　□その他書類２点	
変更履歴等	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
備考			

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則

様式第２号（第４条第１項第２号関係）

教育・保育給付認定申請書(法第19条第１項第２号・第３号) 兼 児童台帳

草津市長　宛

【申請にあたって同意していただく事項】

1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１６条の規定に基づき、教育・保育給付認定に係る保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住民情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。

2．就学前児童多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無償化または軽減ならびに法第５９条第３号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住民情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。

3．申請内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。

4．新年度４月利用開始の場合は、認定小数が集中し情報等に日時を要するため、法第２０条第６項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5．申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、子どものための教育・保育給付認定（法第19条第１項第２号・第３号）を申請します。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

申請子ども	ふりがな 氏　名	生年月日	年4月1日時点の年齢
		年　月　日	歳
	個人番号		

2．申請者（保護者）について

申請者（保護者）	ふりがな	現住所	〒
	氏　名		
	転入予定の市内住所 ※現住所が市外の場合のみ	転入時期	
	年1月1日時点の住所	□草津市内 □草津市外(以下に記載ください) 市・区・町・村	年1月1日時点の住所 □草津市内 □草津市外(以下に記載ください) 市・区・町・村

3．認定希望内容について

認定希望期間	年　月　日から	□ 就学前まで □ 年　月　日まで
希望する保育必要量	□ 保育標準時間　（１１時間／日） □ 保育短時間　（８時間／日）	【注意】就労時間等によって、保育標準時間（就労：120 時間以上/月）、保育短時間（就労：60 時間以上/月）に分かれます。この区分は申請書類の内容に基づき決定しますので、認定は左記の希望時間と異なる場合があります。

4．世帯状況について　※家族とは、生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

申請子どもの家族※（申請子どもを除く）	ふりがな 氏　名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別城の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

※※裏面も必ずご記載ください※※

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

4．世帯状況について（続き）

生活保護受給の有無	□なし ・ □あり⇒ 受給開始日（　　年　　月　　日）
ひとり親世帯	□該当しない ・ □該当する⇒ □児童扶養手当認定開始日（　　年　　月　　日） □遺族年金受給開始日（　　年　　月　　日）

5．保育が必要な理由について

	母・その他（　　）	父・その他（　　）
保育が必要な理由	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在 □その他（　　）	□就労 □疾病・障害 □同居親族等の介護・看護 □災害復旧に従事 □求職活動 □就学 □育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在 □その他（　　）

選択した項目について具体的な状況を以下に記載してください。

			母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態		□お勤めの場合　□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名		TEL.　　－　　－	TEL.　　－　　－
	具体的な仕事の内容			
妊娠・出産			出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名			
	手帳の種類・等級		手帳・　　級	手帳・　　級
介護・看護	被介護・看護者	氏名	申請児童との続柄	申請児童との続柄
		住所	□同居 □別居(　　)	□同居 □別居(　　)
		傷病名		
		手帳の種類・等級	手帳・　　級	手帳・　　級
		介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況		頻度　一週間あたり（　　）日程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度
			時間　一日あたり（　　）時間程度	時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容		□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名			
	就学の内容			
育児休業			（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで	（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで
不存在			□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書 □なし □あり] □未婚　（　　年　　月　　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書 □なし □あり] □未婚　（　　年　　月　　日）
その他				

旧　規　則

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第3号（第4条第2項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定決定通知書

草津市長　㊞

申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり決定します。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

旧　規　則

様式第2号（第4条第2項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定決定通知書

草津市長　㊞

申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり決定します。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第4号（第4条第3項関係）

支給認定証

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間			年　月　日 草津市長　印	

旧　規　則

様式第3号（第4条第3項関係）

支給認定証

認定者番号			保育必要量	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由				
教育・保育給付認定区分および有効期間			年　月　日 草津市長　印	

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第５号（第４条第４項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付不認定決定通知書

草津市長　㊞

次のとおり、教育・保育給付認定の申請に対し、認定しないことを決定しましたので通知します。

記

認定却下となる子どもの氏名及び生年月日	
却　下　日	
理　由	

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

旧　規　則

様式第４号（第４条第４項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付不認定決定通知書

草津市長　㊞

次のとおり、教育・保育給付認定の申請に対し、認定しないことを決定しましたので通知します。

記

認定却下となる子どもの氏名および生年月日	
却　下　日	
理　由	

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第６号（第５条関係）

教育・保育給付認定現況届 兼 児童台帳

草津市長 宛

［届出にあたって同意していただく事項］
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．就学前多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．届出内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．提出書類等により認定要件、認定期間および保育必要量の変更が確認された場合、本届出をもって市幼児課が変更します。
5．届出内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、法第 22 条に規定する届出を行います。

提出日　　年　　月　　日

1．認定子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．届出者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者氏名		現住所	〒

3．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

認定子どもの家族※（認定子どもを除く）	ふりがな 氏名	認定子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

世帯状況の変更有無	□なし □あり ⇒ 別途、教育・保育給付認定申請内容変更届の提出が必要。

4．届出時点の現況

保育が必要な理由		
母・その他	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	⇒ 裏面に具体的な状況を記載してください。
父・その他	□就労　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	

旧　規　則

様式第５号（第５条関係）

教育・保育給付認定現況届 兼 児童台帳

草津市長 宛

［届出にあたって同意していただく事項］
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．就学前多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．届出内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．提出書類等により認定要件、認定期間および保育必要量の変更が確認された場合、本届出をもって市幼児課が変更します。
5．届出内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、法第 22 条に規定する届出を行います。

提出日　　年　　月　　日

1．認定子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．届出者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者氏名		現住所	〒

3．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

認定子どもの家族※（認定子どもを除く）	ふりがな 氏名	認定子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				
						□単身赴任中
		個人番号				

世帯状況の変更有無	□なし □あり ⇒ 別途、教育・保育給付認定申請内容変更届の提出が必要。

4．届出時点の現況

保育が必要な理由		
母・その他	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	⇒ 裏面に具体的な状況を記載してください。
父・その他	□就労　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

保育が必要な理由（具体的な状況）

			母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態		□お勤めの場合　□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名		TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容			
妊娠・出産			出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名			
	手帳の種類・等級		手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者	氏名	認定児童との続柄	認定児童との続柄
		住所	□同居　□別居(　　)	□同居　□別居(　　)
		傷病名		
		手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
		介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況		頻度　一週間あたり（　　）日程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度
			時間　一日あたり（　　）時間程度	時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容		□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名			
	就学の内容			
育児休業			（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで	（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで
不存在			□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）
その他				

旧　規　則

保育が必要な理由（具体的な状況）

			母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態		□お勤めの場合・□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名		TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容			
妊娠・出産			出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名			
	手帳の種類・等級		手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者	氏名	認定児童との続柄	認定児童との続柄
		住所	□同居　□別居(　　)	□同居　□別居(　　)
		傷病名		
		手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
		介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況		頻度　一週間あたり（　　）日程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度
			時間　一日あたり（　　）時間程度	時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容		□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名			
	就学の内容			
育児休業			（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで	（　　）年（　　）月（　　）日 から （　　）年（　　）月（　　）日 まで
不存在			□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　　年　　月　　日）
その他				

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第７号（第６条第１項関係）

教育・保育給付認定変更申請書 兼 児童台帳

草津市長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．幼児期の学校教育および保育の無償化に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号に基づく保育料および副食費の無償化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．申請内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、教育・保育給付認定の変更を申請します。

提出日　　年　　月　　日

1．申請子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．申請者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者氏名		現住所	〒

3．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

申請子どもの家族※（申請子どもを除く） ふりがな 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
					□単身赴任中
	個人番号				
					□単身赴任中
	個人番号				
					□単身赴任中
	個人番号				
					□単身赴任中
	個人番号				
					□単身赴任中
	個人番号				
世帯状況の変更有無	□なし □あり ⇒別途、教育・保育給付認定申請内容変更届の提出が必要。				

4．変更内容

変更希望月		年　月　日から	
変更する項目にチェックを入れてください。			
保育が必要な理由 母・その他	□	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	⇒ 裏面に具体的な状況を記載してください。
保育が必要な理由 父・その他	□	□就労　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	
保育必要量	□	□保育標準時間（11 時間／日） □保育短時間（8 時間／日）	この区分は申請要件の内容に基づき決定しますので、左記の希望時間と異なる場合があります。
その他	□		

旧　規　則

様式第６号（第６条第１項関係）

教育・保育給付認定変更申請書 兼 児童台帳

草津市長 宛

【申請にあたって同意していただく事項】
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．幼児期の学校教育および保育の無償化に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号に基づく保育料および副食費の無償化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．申請内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、教育・保育給付認定の変更を申請します。

提出日　　年　　月　　日

1．申請子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．申請者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者氏名		現住所	〒

3．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

申請子どもの家族※（申請子どもを除く） ふりがな 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	携帯電話番号（保護者のみ）	勤務先または学校名等	備考（別居の場合は、居住市町を記入）
					□単身赴任中
	個人番号				
					□単身赴任中
	個人番号				
					□単身赴任中
	個人番号				
					□単身赴任中
	個人番号				
					□単身赴任中
	個人番号				
世帯状況の変更有無	□なし □あり ⇒別途、教育・保育給付認定申請内容変更届の提出が必要。				

4．変更内容

変更希望月		年　月　日から	
変更する項目にチェックを入れてください。			
保育が必要な理由 母・その他	□	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	⇒ 裏面に具体的な状況を記載してください。
保育が必要な理由 父・その他	□	□就労　□疾病・障害 □同居親族等の介護・看護　□災害復旧に従事 □求職活動　□就学　□育児休業取得時に既に保育を利用 □不存在　□その他（　　）	
保育必要量	□	□保育標準時間（11 時間／日） □保育短時間（8 時間／日）	この区分は申請要件の内容に基づき決定しますので、左記の希望時間と異なる場合があります。
その他	□		

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

保育が必要な理由（具体的な状況）

		母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態	□お勤めの場合　□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名	TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容		
妊娠・出産		出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名		
	手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者 氏名	申請児童との続柄	申請児童との続柄
	住所	□同居　□別居(　　)	□同居　□別居(　　)
	傷病名		
	手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
	介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況	頻度　一週間あたり（　　）日程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度
		時間　一日あたり（　　）時間程度	時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名		
	就学の内容		
育児休業		（　　）年（　）月（　）日 から （　　）年（　）月（　）日 まで	（　　）年（　）月（　）日 から （　　）年（　）月（　）日 まで
不存在		□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　年　月　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　年　月　日）
その他			

旧　規　則

保育が必要な理由（具体的な状況）

		母・その他（　　）の状況	父・その他（　　）の状況
就労	勤務形態	□お勤めの場合　□自営業等の場合	□お勤めの場合　□自営業等の場合
	事業所名	TEL.　－　－	TEL.　－　－
	具体的な仕事の内容		
妊娠・出産		出産(予定)日(　　)年(　　)月(　　)日	
疾病障害	傷病名		
	手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
介護・看護	被介護・看護者 氏名	申請児童との続柄	申請児童との続柄
	住所	□同居　□別居(　　)	□同居　□別居(　　)
	傷病名		
	手帳の種類・等級	手帳・　級	手帳・　級
	介護保険被保険者証	要介護（　　）　要支援（　　）	要介護（　　）　要支援（　　）
	介護の状況	頻度　一週間あたり（　　）日程度	頻度　一週間あたり（　　）日程度
		時間　一日あたり（　　）時間程度	時間　一日あたり（　　）時間程度
求職	活動の内容	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）	□ ハローワークに通っている □ 新聞、求人誌、インターネット等で探している □ その他（　　）
就学	学校名		
	就学の内容		
育児休業		（　　）年（　）月（　）日 から （　　）年（　）月（　）日 まで	（　　）年（　）月（　）日 から （　　）年（　）月（　）日 まで
不存在		□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　年　月　日）	□離婚　□死別　□行方不明(捜索願あり) □離婚を前提とした別居 ⇒ 家庭裁判所の離婚調停手続 □なし　□あり[証明書　□なし　□あり] □未婚　（　年　月　日）
その他			

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第8号（第6条第2項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定変更通知書

草津市長　㊞

申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり変更します。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

旧　規　則

様式第7号（第6条第2項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定変更通知書

草津市長　㊞

申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり変更します。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第9号（第6条第3項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定職権変更通知書

草津市長　印

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づき、次のとおり職権で教育・保育給付認定の変更認定を行いましたので、通知します。

つきましては、支給認定証を下記提出先に　年　月　日までに提出してください。ただし、既に支給認定証を提出されている場合は、提出不要です。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

提出先：

旧　規　則

様式第8号（第6条第3項関係）

番号

年　月　日

様

教育・保育給付認定職権変更通知書

草津市長　印

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づき、次のとおり職権で教育・保育給付認定の変更認定を行いましたので、通知します。

つきましては、支給認定証を下記提出先に　年　月　日までに提出してください。ただし、既に支給認定証を提出されている場合は、提出不要です。

記

認定者番号			教育・保育給付認定区分	
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
子ども	氏名		生年月日	
保育必要事由			保育必要量	
有効期間				

提出先：

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第１０号（第６条第４項関係）

教育・保育給付認定申請内容変更届

草津市長　宛

【届出にあたって同意していただく事項】
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．届出内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．届出内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、次のとおり届出します。

届出日	年　月　日

1．認定子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．届出者（保護者）について

ふりがな 保護者氏名	生年月日	認定子どもとの続柄
	年　月　日	
現住所　〒	連絡先	
個人番号		

3．変更内容

該当項目すべてにチェックし、必要事項を記載してください。

変更項目		変更前		変更後	
□	認定保護者	（ふりがな）	認定子どもとの続柄	（ふりがな） □届出者と同じ	認定子どもとの続柄
□	住所	〒		〒 □届出者住所と同じ	
□	連絡先	□父　□母　□その他（　　）		□父　□母　□その他（　　） □届出者連絡先と同じ	
□	世帯状況	⇒　裏面、「4．世帯状況について」に詳細を記載ください。			

旧　規　則

様式第９号（第６条第４項関係）

教育・保育給付認定申請内容変更届

草津市長　宛

【届出にあたって同意していただく事項】
1．子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、教育・保育給付認定に基づく保育料の算定および副食費免除の判定にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
2．滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱に基づく保育料および副食費の無料化または軽減ならびに法第 59 条第 3 号に基づく実費徴収に係る給付金の支給にあたり、住基情報や課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧または資料の提供を求めることがあります。
3．届出内容について、教育・保育給付認定や教育・保育の提供に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
4．届出内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、次のとおり届出します。

届出日	年　月　日

1．認定子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．届出者（保護者）について

ふりがな 保護者氏名	生年月日	認定子どもとの続柄
	年　月　日	
現住所　〒	連絡先	
個人番号		

3．変更内容

該当項目すべてにチェックし、必要事項を記載してください。

変更項目		変更前		変更後	
□	認定保護者	（ふりがな）	認定子どもとの続柄	（ふりがな） □届出者と同じ	認定子どもとの続柄
□	住所	〒		〒 □届出者住所と同じ	
□	連絡先	□父　□母　□その他（　　）		□父　□母　□その他（　　） □届出者連絡先と同じ	
□	世帯状況	⇒　裏面、「4．世帯状況について」に詳細を記載ください。			

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

4．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

変更理由		
□	世帯員の増加	□出生 □同居 ⇒ □祖父母と同居 □その他の同居（　　） □婚姻 □その他（　　）
□	世帯員の減少	□死亡 □別居 ⇒ □離婚前提の別居 □その他の別居（　　） □離婚調停中 ⇒ □離婚調停に係る通知の写し □離婚 ⇒ □児童扶養手当受給者証 □母子福祉医療受給権 □その他（　　）

認定子どもの家族※（認定子どもを除く）	変更前			変更後		
	ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日	ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日
				個人番号		
				個人番号		
				個人番号		
				個人番号		
				個人番号		

旧　規　則

4．世帯状況について　※家族とは生計が同一の者（別居含む）および同居人（別世帯含む）を指します。

変更理由		
□	世帯員の増加	□出生 □同居 ⇒ □祖父母と同居 □その他の同居（　　） □婚姻 □その他（　　）
□	世帯員の減少	□死亡 □別居 ⇒ □離婚前提の別居 □その他の別居（　　） □離婚調停中 ⇒ □離婚調停に係る通知の写し □離婚 ⇒ □児童扶養手当受給者証 □母子福祉医療受給権 □その他（　　）

認定子どもの家族※（認定子どもを除く）	変更前			変更後		
	ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日	ふりがな 氏　名	認定子どもとの続柄	生年月日
				個人番号		
				個人番号		
				個人番号		
				個人番号		
				個人番号		

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第１１号（第７条関係）

番号
年　月　日

様

教育・保育給付認定取消通知書

草津市長　印

次のとおり、子ども・子育て支援法第２８条第１項の規定に基づき、給付認定を取り消しましたので通知します。
支給認定証を下記返還先に　年　月　日までに返還してください。なお、既に支給認定証を提出されている場合は、返還不要です。

記

給付認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる給付認定区分	
給付認定終了（取消）年月日	
給付認定終了（取消）の理由	

返還先：

旧　規　則

様式第１０号（第７条関係）

番号
年　月　日

様

教育・保育給付認定取消通知書

草津市長　印

次のとおり、子ども・子育て支援法第２８条第１項の規定に基づき、給付認定を取り消しましたので通知します。
支給認定証を下記返還先に　年　月　日までに返還してください。なお、既に支給認定証を提出されている場合は、返還不要です。

記

給付認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる給付認定区分	
給付認定終了（取消）年月日	
給付認定終了（取消）の理由	

返還先：

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）

様式第１２号（第８条第２項関係）

支給認定証再交付申請書

草津市長　宛

次のとおり、支給認定証の再交付について、申請します。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年４月１日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．申請者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者 氏名		現住所	〒
個人番号			

3．申請理由について

申請の理由	□紛失・消失　□破損・汚損　□その他（　　）
支給認定証の添付の有無	□あり　□なし

※破り、または汚した支給認定証が存在する場合、申請書に添付してください。

旧　規　則

様式第１１号（第８条第２項関係）

支給認定証再交付申請書

草津市長　宛

次のとおり、支給認定証の再交付について、申請します。

提出日	年　月　日

1．申請子どもについて

ふりがな 子ども氏名	生年月日	年４月１日 現在の年齢
	年　月　日	歳
個人番号		
利用施設名		

2．申請者（保護者）について

ふりがな		連絡先	
保護者 氏名		現住所	〒
個人番号			

3．申請理由について

申請の理由	□紛失・消失　□破損・汚損　□その他（　　）
支給認定証の添付の有無	□あり　□なし

※破り、または汚した支給認定証が存在する場合、申請書に添付してください。

草津市教育・保育の給付認定に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
付　則 （施行期日） 1　この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この規則による改正後の第４条第１項各号、別記様式第１号および別記様式第２号の規定は、令和３年４月１日以後に入所する予定の児童に係る手続について適用し、同日前に入所する予定の児童に係る手続については、なお従前の例による。 3　この規則の施行の際現にある改正前の草津市教育・保育の給付認定に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。	

史跡草津宿本陣耐震対策懇話会委員委託者一覧

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	石川　慎治	滋賀県立大学人間文化学部教授
	大窪　健之	立命館大学理工学部教授
	大場　修	京都府立大学大学院教授
	小嵜　善通	成安造形大学教授
	高田　豊文	滋賀県立大学環境科学部教授
	山本　理佳	立命館大学文学部准教授
団体代表	馬場　治	草津学区ひと・まちいきいき協議会会長
	南　総一郎	草津市観光物産協会副会長
所有者	田中　靖弘	史跡草津宿本陣

任期　令和２年７月１７日から令和３年３月３１日まで

史跡芦浦観音寺跡整備懇話会委員委託者一覧

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	青柳　憲昌	立命館大学理工学部准教授
	有坂　道子	京都橘大学文学部教授
	井上　一稔	同志社大学文学部教授
	大窪　健之	立命館大学理工学部教授
	杉本　宏	京都芸術大学芸術学部教授
団体代表	北川　義洋	草津市観光物産協会理事
	上寺　和親	人と地域が輝く常盤協議会代表
所有者	西川　浄海	宗教法人観音寺代表役員

任期　令和２年７月１７日から整備工事完了まで